

閱覽用

令和4年 第8回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和4年8月4日
神崎市農業委員会

令和4年8月 第8回 神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年8月4日（木）午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員	宮地恆代	出
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	出
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

8番 野副高司委員 9番 樋口康明委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 所有権移転関係について 2件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 2件

議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
3件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

【神崎市農政水産課】

農業水産振興係 武藤

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

皆様方には、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、円滑な議事の進行などについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和4年 第8回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会長

皆様、おはようございます。

連日暑い中に、またコロナ関連でお気をつけていただいているこの時期に、貴重な時間を割いていただき本総会にご出席いただき大変ありがとうございます。

先月は、私も家族がコロナに感染し、濃厚接触者ということで1週間自宅待機となりまして、ご迷惑をおかけしました。

そういうことでもありますが、委員の皆様には健康に十分気をつけていただきたいと存じます。

私の集落でこの1週間に二人の方が亡くなりました。一人は地域の農事組合法人の会長で、家の前の田んぼで農作業中に亡くなってしまいました。そしてその葬式と同じ日に、他の方が家の周りの除草作業の

途中だったかどうかですが、こちらも亡くなってしまいました。

二人とも私より歳は若かったものですので、何らかの基礎疾患があったかもしれませんが、最近では熱中症も多いとのことで、皆様も、どうかお体を大事にさせていただきたいと存じます。

長くなりましたけれども、只今から令和4年 第8回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名、全員出席でございます。

ありがとうございます。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、8番 野副委員と9番 樋口委員を指名します。

よろしく申し上げます。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第5号までの、5議案の12件です。

報告は、第1号の3件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

それでは議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は神埼町本堀 字〇〇 〇〇番の外3筆の田4筆 1, 731㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断し、転用許可基準としましては、許可し得ると判断いたします。

位置図などは4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員の3番嘉村委員のご意見ををお願いします。

3番 嘉村委員 【地区担当委員の意見】

3番の嘉村です。第1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区でございます。

申請内容については、先ほど事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の増田、太田推進委員とともに、事務局の立ち合いのもと、申請者に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、〇〇の事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありまして、そういうことですので問題は無いと思われまますので、みなさまのご審議をよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。 よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 受付番号2番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書により説明】

申請番号2番、申請地の所在は神埼町姉川 字〇〇 〇〇番の外1筆の田2筆、296㎡であります。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。権利の内容は、使用貸借による権利の設定で、農振除外につきましては平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、鉄道の駅等から概ね500m以内にある農地であることから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、用地選定を行った上で周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては6ページと7ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書及び残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いように計画されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員の6番貞島委員のご意見をお願いします。

6番 貞島委員 【地区担当委員の意見】

6番の貞島です。 1号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者及び事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。 よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 受付番号3番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、議案書の2ページをお願いします。
申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号3番を議案書により説明】

申請番号3番、申請地の所在は神埼町尾崎 字〇〇 〇〇番の外1筆の田2筆 414㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。農振除外につきましては平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたします。

位置図などにつきましては8ページと9ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いように計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号3番について、地区担当委員の2番野田副会長のご意見ををお願いします。

2番 野田副会長 【地区担当委員の意見】

2番の野田です。

1号議案の申請番号3番の申請は私の担当地区でございます。

申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。

私も、地区担当の推進委員、申請者及び事務局とともに、7月30日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 受付番号4番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号4番を議案書により説明】

申請番号4番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番の畑1筆及び一体利用の山林を併せた 1, 612㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては、令和4年4月に決定済みであり、農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断します。

位置図などは10ページと11ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いように計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号4番について、地区担当委員の5番中原委員のご意見をお願いします。

5番 中原委員 【地区担当委員の意見】

5番の中原です。 1号議案の申請番号4番の申請は私の担当地区です。 申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の宮地推進委員、申請者とともに、7月25日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

私からですが、よろしいでしょうか。

〇〇施設については、県の常設審議委員会においても話題になりますが、県内各地で農地だけでなく山林地目においてもいっぱい出ております。そして申請者が、国内資本よりも一見ではわからないのですが中国資本が多いんですよ。中間事業者としていろいろな業者が入っているので一見では中国資本だってわからないんですよ。

我々県の常設審議委員会でもどうしたらいいものかと議論しているんですけど、〇〇施設で申請がありますよね、その後の会社や業者への指導をどうにかしないと、設置後何年も経過して〇〇能力が落ちたり、施設の維持管理を怠っていたりしてほったらかされた場合、誰が処理をしていくのかということなんですね。

転用申請する際に、申請者と事業者の間です、維持管理についてや経年劣化や施設の終了、廃棄をする場合の明確な取り決めをしとかなくちゃいけないじゃないかと、まあ、何度か協議をしているんですね。

まだこうしようという決め事までいってないんですが、それを県全体で同じようにやっていかなければならないんじゃないかという事なんです。

再生可能エネルギーってことで、全国あちこちでやっているものだから、あと10年ほどしたら、おそらくこれが廃棄物になってしまった時どうすればいいかということが必ず出てくるはずだと思うんです。

できればですね、転用申請時に、事業者が責任もって後処理しますよということを明記した取り決めを求めたいと思うんですがね。事務局もそう思いますよね。それこそ簡単に業者がそういった事を認めて一文入れてくれるかどうかということがありますがね。

2番 野田副会長

ほんとうに山間地にも増えましたよね。私の担当地域でも土砂採取跡の非農地で、その後〇〇になったですもんね。

議 長

そうですね。中国資本は金にならんかったらすぐ引き上げますよ。だから、一文入れておけば。できれば事務局も心掛けてもらいたい。絶対無かったら受け付けませんっていうことはできないけど、要望としてはね。

議 長

他にご質疑などありませんか。

(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 受付番号5番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、議案書の3ページをお願いします。

申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号5番を議案書により説明】

申請番号5番、申請地の所在は千代田町下西 字〇〇 〇〇番の田1筆及び一体利用の宅地を併せた 511.48㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。農振除外につきましては令和4年4月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地

の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などは12ページと13ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号5番について、地区担当委員の10番井手委員のご意見をお願いします。

10番 井手委員 【地区担当委員の意見】

10番の井手です。1号議案の申請番号5番の申請は私の担当地区です。申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

私も、7月29日に申請者と地区担当の委員、推進委員とともに事務局の立ち合いにて、現地の状況や転用の内容を確認しました。

申請地は、事業目的に適している土地だと思います。位置図を見ていただくとわかるように、地区内にある空き地のようになっていて周囲の営農に支障が無いというところで、そこで計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思いますので、みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議長

次に、議案書の14ページをお願いします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番と2番は、共に所有権の移転です。

1番は、親子間で農地を贈与するもので、位置図は15ページに添付しております。 宅地に隣接した畑の贈与であります。

2番は、兄弟間で農地を贈与するもので、位置図は16ページに添付しております。 これまでも、譲り受け人である弟さんが実耕作者であったとお聞きしております。

許可申請の要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。 説明は以上です。

議長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。 議案第2号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議長

次に、議案書の17ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

申請番号1番と2番は、農業経営基盤強化を促進する農地売買等事業の規定に基づき、譲り渡し人の申出により、農地のあっせん売買の調整を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、地区担当委員などによる調整活動を経て、地域の担い手や認定農業者、農事組合法人の中心構成員などへ農地を集積・集約する目的で、佐賀県農業公社が一旦農地を買い入れる事業であります。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10a当りの価格および譲り渡し人、譲り受け人は一時買入れをする佐賀県農業公社でございます。そして売買価格や移転、引渡し予定時期などとなっております。

どちらの申請農地も、千代田町崎村〇〇地区内であり、位置図を18ページに添付しております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書の総括表を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規2件。 内訳は、田6筆 11,447㎡

今回の申出は同件のみでしたので、神埼市の合計も同数となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、田6筆 11, 447㎡です。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第5号の農政水産課説明者が入室、着席を確認)

(議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査)

議 長

次に、別冊の議案第5号をお願いします。

農振除外申請に伴う事前審査について、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課 【議案第5号、議案書を基に説明】

農政水産課の 武藤と申します。

議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2第1項の規定により 神埼市農業振興地域整備計画の変更に伴う事前審査について説明いたします。着席して説明させていただきます。

1ページの 農振除外申請に伴う 事前審査総括表をお開きください。

神埼町1件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に地区名、変更理由、地目、面積の順に説明をさせていただきます。

神埼町永歌地区の〇〇として、田5筆で面積7,603㎡となっております。

こちらの事業は、土地収用法により公益性の高い事業として県から事業認定を受ける見込みであるため、通常の農振除外処理で必要となる県との変更協議や変更案の公告縦覧などが不要となります。

また、一部の農地において暗渠排水が平成26年度に施工され、10年未経過となっております。こちらに関しては、国の補助が入っているため九州農政局と財産処分に関する調整を行っているところです。

このほか、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

神埼市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(3番嘉村委員挙手 議長指名する)

3番 嘉村委員

申請地には、現在管理不十分で荒れていますがハウスがありますが、それは施設補助金や営農の関係など気になりますが、この現状を解決することも踏まえて農振除外や農地転用することになったのでしょうか。

農政水産課

この県の許可というのが、〇〇を整備したいという申請に基づいて、社会教育の観点上公益性の高いという判断をされたので、ここに問題のハウスがあるからとかなど考慮した上で結果が出ているかどうかは、こちらではわかりません。

〇〇の整備で申請地が公益的にもふさわしいということで事業の認定ができるものとなります。

(8番野副委員挙手 議長指名する)

8番 野副委員

現在の〇〇が河川に隣接していますので、河川改修などといった事業に関係するから移転しなければならなくなったということでしょうか。

農政水産課

申請段階では、河川改修との関係は触れてはありませんが、申請理由としましては、〇〇も古くなっているということと、〇〇の駐車場が横断歩道を渡らないと〇〇にたどり着けない位置にあるので、危険防止の点からも同じ敷地内に駐車場を整備したいということも含めて申請内容となっております。

議 長

他にご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり承認します。 農政水産課の担当者は退出してください。 おつかれさまでした。

(議案第5号の農政水産課説明者の退室を確認)

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農地中間管理事業法や農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約で、この後は、農地転用や農地売買等事業の申出がなされ

ております。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。

(質疑無い模様)

議 長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和4年 第8回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

10時20分 閉 会